

財務諸表等の確認

財務諸表 確認事項			確認状況	
提出書類	提出期限の遵守 (法第34条)	財務諸表及び添付書類の当該事業年度終了後3ヶ月以内の提出	○	6月30日に提出されたことを確認した。
	すべての必要な書類の提出（法第34条及び東大阪医療センターの業務運営並びに財務及び会計並びに人事管理に関する規則第10条）	財務諸表 （貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書） 添付書類 （事業報告書、決算報告書、監事の意見書）	○	全て提出されたことを確認した。
財務諸表の整合	事業年度の整合性 「地方独立行政法人会計基準」の整合（法第33条）	4月1日から翌年3月31日（法第32条）	○	整合性を確認した。
		重要な会計方針、表示科目、注記等の遺漏の確認	○	明らかな遺漏は見当たらないことを確認した。
		合計等の基本的な計数の整合	○	基本的な計数が、整合していることを確認した。
		主要表と附属明細書、その他書類間の整合	○	主要表との数値が、整合していることを確認した。
監事の監査	監査報告書	考慮すべき監事監査報告の確認（法第34条2）	○	考慮すべき報告は無かったことを確認した。
		監事の設立団体の長への監査報告提出（法第13条）		
その他	積立金の処分に係る承認の有無（法第40条）		○	積立金処分に係る承認申請書が6月30日に提出されたことを確認した。
	短期借入金の限度額超過の有無（法第41条）		○	短期借入金等の限度額超過がないことを確認した。